

令和5年8月29日

令和5年8月
新潟県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

新潟県後期高齢者医療広域連合議会

新潟県後期高齢者医療広域連合議会 8月定例会

令和5年8月29日

◎ 議事日程 第1号

令和5年8月29日（火曜日）午後1時30分開議

- 第1 議長の選挙について
 - 第2 会議録署名議員の指名について
 - 第3 会期の決定について
 - 第4 副議長の選挙について
 - 第5 議案第12号 専決処分について
新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正
する条例の一部改正について
 - 第6 議案第13号 専決処分について
令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第3号）について
 - 第7 議案第14号 令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳
出決算認定について
 - 第8 議案第15号 令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算認定について
 - 第9 議案第16号 令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第1号）について
 - 第10 選挙管理委員及び同補充員の選挙について
 - 第11 議案第17号 監査委員の選任について
-

◎本日の会議に付した事件

		ページ
日程第1	議長の選挙について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日程第2	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・	6
日程第3	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
日程第4	副議長の選挙について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
日程第5	議案第12号 専決処分について 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を 改正する条例の一部改正について・・・・・・・・	8
日程第6	議案第13号 専決処分について 令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計補正予算（第3号）について・・・・・・・・	8
日程第7	議案第14号 令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳 入歳出決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
日程第8	議案第15号 令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計歳入歳出決算認定について・・・・・・・・	8
日程第9	議案第16号 令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療特別会計補正予算（第1号）について・・・・・・・・	8
日程第10	選挙管理委員及び同補充員の選挙について・・・・・・・・	17
日程第11	議案第17号 監査委員の選任について・・・・・・・・	18

◎出席議員（29名）

古 泉 幸 一	大 竹 雅 春	杉 田 勝 典
森 山 昭	山 本 博 文	板 倉 久 徳
阿 部 守 男	森 山 一 理	鈴 木 一 郎
徳 永 英 明	長谷川 孝	タナカ・キン
田 中 立 一	横 尾 祐 子	佐 藤 涉
大 滝 勝	稲 辺 茂 樹	星 野 みゆき
目 黒 哲 也	渡 辺 栄 六	高 松 守 雄
花 井 讓 温	中 野 和 美	宮 澤 直 子
小 黒 博 泰	岸 野 雅 人	小木曾 茂 子
酒 井 久 雄	平 田 広	

◎欠席議員（1人）

神丸勝博

◎説明のため出席した者

広域連合長	磯田達伸
副広域連合長	小林則幸
事務局長	永井康生
業務課長	寺山隆史
総務課総務係長	岡薫
総務課企画係長	高橋良子
業務課医療給付係長	松田道代
業務課資格保険料係長	流石直人

◎職務のため出席した者

議会事務局長	池田文明
議会事務局員	小林妙子
議会事務局員	中村栞理

午後 1 時 30 分 開議

○議会事務局長（池田文明）

定刻となりましたので始めさせていただきます。

本年 4 月の統一地方選挙等により、議長が不在となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 292 条において準用する同法第 107 条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、村上市選出の長谷川孝議員が年長の議員でございますので、長谷川議員に臨時議長をお願いいたします。

〔臨時議長、議長席に着席〕

○臨時議長（長谷川孝）

ただいま、御紹介いただきました村上市の長谷川でございます。

地方自治法第 292 条において準用する同法第 107 条の規定により、臨時議長の職務を行わせていただきます。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

これより令和 5 年新潟県後期高齢者医療広域連合議会 8 月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は 29 名であり、地方自治法第 292 条において準用する同法第 113 条の規定により、定足数に達しております。

△日程第 1 議長選挙について

○臨時議長（長谷川孝）

日程第 1、議長の選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 292 条において準用する同法第 118 条第 2 項の規定によりまして、指名推選により決したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法については、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長において、指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長に古泉幸一議員を指名いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、古泉幸一議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました古泉議員に対し、当選の告知をいたします。

なお、議長に当選されました古泉議員の御挨拶がございます。

○議長（古泉幸一）

今ほど、当広域連合議会議長に選任いただきました古泉でございます。一言、就任の御挨拶をさせていただきます。

皆様方から御推挙を賜り、議長という要職に就かせていただきましたことは、身に余る光栄と思っておりますが、その職責の重さを考えますと、身の引き締まる思いであります。

後期高齢者医療制度も、16年目を迎えておりますが、高齢者の方々の安心できる暮らし・健康をサポートする仕組みとして、これからもその充実が図られることが必要だと思っております。当広域連合議会が、県民の負託にこたえられる議会となれるよう、円滑な議会運営に努めてまいります。

議員の皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

（拍手）

○臨時議長（長谷川孝）

以上をもって、臨時議長の職務は終了いたしました。御協力誠にありがとうございました。それでは、古泉議長と交代いたします

〔長谷川臨時議長、自席へ〕

〔古泉議長、議長席に着席〕

○議長（古泉幸一）

臨時議長と交代いたしました。最初に、諸般の報告をいたします。

内容につきましては、お手元に配付したとおり、監査結果の報告です。

監査委員より、本年2月から7月までの例月現金出納検査結果についての提出がありました。検査の結果、計数等はいずれも正確で、出納事務についても適正であると認められたというものです。ここに御報告を申し上げます。

△日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（古泉幸一）

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、議長において、目黒哲也議員及び宮澤直子議員を指名いたします。

△日程第3 会期の決定について

○議長（古泉幸一）

次に、日程第3、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

△日程第4 副議長の選挙について

○議長（古泉幸一）

次に、日程第4、副議長の選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第292条において準用する同法第118条第2項の規定によりまして、指名推選により決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法については、指名推選によることに決しました。お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。副議長に神丸勝博議員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、神丸勝博議員が副議長に当選されました。副議長に当選されました神丸議員は本日欠席です。これより当選の告知を行うため、しばらく休憩いたします。

午後1時38分休憩

〔議長退席〕

午後1時45分開議

〔議長着席〕

○議長（古泉幸一）

本日の会議を再開します。ただいま議長において神丸議員へ副議長当選の告知を行い、本人より副議長就任の承諾を得ましたことを御報告いたします。

- △日程第5 議案第12号 専決処分について
新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を
改正する条例の一部改正について
- △日程第6 議案第13号 専決処分について
令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者
医療特別会計補正予算（第3号）について
- △日程第8 議案第15号 令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者
医療特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第9 議案第16号 令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者
医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（古泉幸一）

次に、日程第5、議案第12号「新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の一部改正について」から日程第9、議案第16号「令和5年度 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 補正予算（第1号）について」までを一括議題といたします。広域連合長の説明を求めます。

◎広域連合長（磯田達伸） はい。議長。

○議長（古泉幸一） 磯田広域連合長。

[広域連合長、登壇、説明]

◎広域連合長（磯田達伸）

本日、提案いたしました議案第12号から第16号までにつきまして御説明いたします。初めに、議案第12号及び第13号は、専決処分についてです。

まず、議案第12号は、新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例につきまして、改正後の個人情報の保護に関する法律との整合を図るため、所要の改正を行ったものであります。令和5年2月広域連合議会定例会において、議決をいただいた改正文中の文言に不足がありましたことから、令和5年4月1日からの施行に対応するため、2月27日付けで専決処分させていただいたものです。

次に、議案第 13 号、令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）についてです。これは、療養給付費及び高額療養費の支出額が見込みを上回り、予算に不足が生じる見通しとなったことから、3 月 29 日に専決処分を行ったものであります。

次に、議案第 14 号「令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定」及び議案第 15 号「令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」につきまして、御説明申し上げます。

初めに、一般会計の決算についてです。主な歳入は、構成する県内全市町村からの負担金のほか、国庫補助金などがございます。

次に、主な歳出です。事務局の運営経費など、後期高齢者医療制度の円滑な運営に必要な経費でございます。令和 4 年度一般会計の決算額は、歳入総額 10 億 9,486 万 3,798 円で、収入率 100.0 パーセント、歳出総額 10 億 5,585 万 8,009 円で執行率 96.4 パーセント、歳入歳出差引額は 3,900 万 5,789 円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算についてです。まず、主な歳入は、構成する県内全市町村からの支出金のほか、国、県、支払基金からの支出金・交付金及び繰入金などです。

次に、主な歳出ですが、療養給付費などの保険給付費のほか、健康診査や重症化予防、フレイル対策といった事業を実施する保健事業費などです。令和 4 年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額 2,797 億 4,130 万 9,681 円で、収入率 100.6 パーセント、歳出総額 2,767 億 2,541 万 4,370 円で、執行率 99.5 パーセント、歳入歳出差引額は、30 億 1,589 万 5,311 円となっております。

次に、議案第 16 号、「令和 5 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」についてです。歳入歳出予算に、それぞれ 35 億 2,483 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2,830 億 7,455 万 2 千円とするものがございます。内容としましては、医療財政調整基金への積立金、及び令和 4 年度医療給付費の実績に基づく各種負担金や補助金等の精算に係る経費などを補正するものであります。

以上、提案いたしました議案について御説明申し上げます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○議長（古泉幸一）

次に、事務局長から本件につきまして補足説明の発言を求められておりますのでこれを許可いたします。

◎事務局長（永井康生） はい。議長。

○議長（古泉幸一） 永井事務局長。

〔永井事務局長、自席、説明〕

◎事務局長（永井康生）

それでは、議案第12号から第16号についての補足説明をさせていただきます。

薄い冊子「令和5年8月議会定例会提出議案の概要」という資料により、議案概要につきまして御説明いたします。お手元に御用意をお願いいたします。

「概要」の表紙をおめくりいただき、1ページをお開きください。議案第12号「専決処分について 専決第1号新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の一部改正について」です。おめくりいただき3ページです。

先の令和5年2月定例会において可決いただきました「新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例」の一部に不足があり、所要の改正を行ったものです。専決処分の理由といたしましては、「個人情報保護に関する法律」の施行日である令和5年4月1日に、本条例の施行日を合わせる必要があり、この間において、議会の招集が困難であったことから、専決処分により所要の改正を行ったものです。5ページには、条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御確認をいただければと思います。

続きまして、7ページをお開きください。議案第13号「専決処分について 専決第2号令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」です。おめくりいただいて9ページです。補正額は、歳入歳出予算ともに19億2,253万円の追加です。専決処分の理由といたしましては、療養給付費等の保険給付費に不足が生じ、支払いまでの間におきまして、議会の招集が困難であったことから、専決処分により所要額について補正を行ったものです。

以上で、専決処分にかかる2つの議案の説明を終わります。

次に、議案第14号、15号の決算に関する説明になりますが、事前に配付した資料「主要な施策の成果説明書」の23ページ以降の巻末資料に一部誤りがございましたので、正誤表を机上に配付させていただいたところであり、資料発送前に訂正が間に合わず、大変申し訳ございませんでした。確認等よろしくお願いたします。それでは、説明に移ります。

議案概要の説明に入る前に、カラー印刷のA3版、横1枚ものを御覧いただきたいと思ひます。「令和4年度決算に係る事業概要説明」でございます。これによりまして、決算にあらわれております被保険者数や医療給付費などの主な数値の経年変化などについて御説明をいたします。お手元に御用意をお願いいたします。

なお、資料は、「令和4年度主要な施策の成果説明書」をベースにいたしまして、数値をグラフ化したものです。

まず、「①被保険者数の推移」についてです。被保険者数は令和4年度の月平均で37万9,548人、対前年度比2.3%増となっております。令和2年度から、2年連続で減少していましたが、大幅な増加となりました。これは、いわゆる「団塊の世代」の方々が後期高齢者医療制度の対象となる75歳に到達したことに伴う増加であると分析しており、令和6年度まで増加傾向が継続するものと考えています。

次に、保険給付費のうち、審査支払手数料、葬祭費及び傷病手当金を除いた「医療給付費の推移」についてです。令和4年度は、2,655億1,580万円で、対前年比3.5%の増となっております。全国の「医療費」の動向と比較すると、増加率は低くなっています。医療給付費の増減を診療種別ごとに見ると、医科が3.7%、歯科が3.4%、その他が12.5%の増、調剤が0.9%の減です。調剤以外の増加につきましては、後ほど「1人当たり医療給付費」でも御説明いたしますが、2年度に大きく落ち込んだ新型コロナウイルス感染症の影響からの回復基調にあること及び、団塊の世代の方々が後期高齢者医療の対象となる75歳を迎えたことに伴う、被保険者数の増加によるものであると分析しております。一方で、調剤が減少している理由は、令和3年度から毎年改定となった薬価改定が影響しているものと考えています。

次に、「③1人当たり医療給付費の推移」です。令和4年度は、年額69万9,558円、対前年比1.1%の増となっております。グラフを御覧いただきますとお分かりのとおり、医療給付費について、令和2年度は大きく減少しましたが、3年度には、再び増加へと転じ、令和4年度では、コロナ前の令和元年度の99.6%まで回復してきている状況です。また、4・5年度の保険料率改定時における推計では4年度数値を68万9,723円と見込んでおり、同様の傾向がうかがえました。なお、対前年比実績値プラス1.1%は、全国の「1人当たり医療費」の動向と比較しますと、全国平均値のプラス1.7%よりも低く、本県にあっては、全国に比べて緩やかに増加しております。

次に、「④保険料収入(現年度分)の推移」です。令和4年度は204億4,806万円で、対前年比は、2.9%の増となりました。次の「⑤1人当たり平均保険料の推移」についてですが、令和4年度の1人当たり平均保険料は、年額5万750円で、対前年比は、137円の減、割合で言いますと0.3%の減と、僅かではありますが減少となっております。

次の「⑥保険料軽減額と対象者数の推移」です。保険料の軽減額は、63億8,300万円、前年比4.7%の増となり、軽減適用の対象者数は274,658人で、4.8%の増となっております。先に説明した1人当たり平均保険料が僅かながらですが、減少したことに影響を与えたものと推察しています。

最後に、「⑦市町村負担金の推移」です。これは、医療給付費等を一定の割合で市町村が負担するもので、277億9,300万円であり、対前年比で4.3%の増となっております。

以上、決算に表れている主な数値の経年変化について御説明いたしました。

それでは「議案概要」にお戻りいただき、11ページをお開きください。議案第14号「令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」です。おめくりいただき、13ページ、主なものを御説明いたします。なお、参考として決算書の該当ページを各説明欄に記載しております。決算概要は、歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引額ともに記載のとおりであり、差引額3,900万5,789円は、令和5年度に繰り越し、市町村からの共通経費負担金の減額や国庫補助金等の返還などの財源といたします。中ほどの「主な歳入」です。構成各市町村から事務的経費に対して負担をいただいている「分担金及び負担金」、そして、当広域連合に設置している被保険者、医療関係者、保険者、学識経験者などで構成する「医療懇談会」について、「意見を聞く場」の設置として、その運営等の経費に対して交付される特別調整交付金である「国庫支出金」のほか、「諸収入」などです。金額については、記載のとおりとなっております。

続きまして、「主な歳出」ですが、「総務費」の「特別会計事務費繰入金」は、医療給付に係る事務費分を特別会計へ繰り出したものです。その他については、記載のとおりとなっております。

次に、15ページ、議案第15号「令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」です。おめくりいただき17ページ、主なものを御説明いたします。決算概要は、歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引額ともに記載のとおりです。差引額30億1,589万5,311円は、令和5年度に繰り越しをし、4年度分の療養給付費等の精算により、市町村・国・県及び支払基金への返還金の財源として充当するほか、残額を医療財政調整基金に積み立てます。

次に、中ほどの「主な歳入」です。「市町村支出金」、「国庫支出金」、「県支出金」及び「支払基金交付金」は、主に歳出における療養給付費等の財源として、それぞれに定められた負担率により受け入れたものです。繰入金は、特別会計に係る事務費分の財源として受け入れた「一般会計繰入金」、「繰越金」は、令和3年度からの繰越金です。

次に、「主な歳出」です。総務費は、決算額23億4,377万4,032円となり、事業別の主な内訳は記載のとおりです。

次に、18 ページの「保険給付費」です。決算額は記載のとおりとなっており、内訳については、療養給付費、その他療養諸費、審査支払手数料、高額療養諸費、葬祭費及び傷病手当金です。前年度比 3.5%の増となっておりますが、支出額の大部分を療養給付費が占めているものであります。「県財政安定化基金拠出金」は、保険料収入額の不足等に対する財政リスク軽減のために新潟県が設置している基金に対しての広域連合からの拠出金です。国、県、広域連合がそれぞれ 3 分の 1 ずつを拠出し、基金を造成しています。

19 ページの「保健事業費」です。健康診査については、各市町村への委託料で、受診率は全体で 25.5%、3 年度より 1.8 ポイント上昇しています。医療費と同様に、新型コロナの影響で落ち込んだ受診率は、幾分持ち直してきてはいるものの、依然として 26.6%であった令和元年度の水準までには回復していない状況です。

決算説明の最後になりますが、21 ページ、財産の状況につきましては、記載のとおりでございます。

次に、23 ページを御覧ください。

議案第 16 号「令和 5 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」です。おめくりいただき、25 ページです。

補正額は、歳入歳出予算ともに 35 億 2483 万 4 千円の追加です。

補正理由は、医療財政調整基金への積立金、及び令和 4 年度保険給付費等の実績に基づく、各種負担金等の精算に係る経費を補正するものです。

【歳入】の、「市町村支出金」「国庫支出金」及び「県支出金」は、実績に基づく精算により、負担金の不足分を受け入れるものです。また、「繰越金」は、令和 5 年度に繰り越した前年度特別会計決算の歳入歳出差引額を、国・県などへの返還金等の財源に充当するものです。

【歳出】の「総務費」の「医療財政調整基金経費」は、前年度の繰越金の一部を返還金に充てたのち、その残額を医療財政調整基金に積み立てるものです。「諸支出金」の「償還金」は、市町村・国・県・支払基金から受け入れた令和 4 年度分の負担金などのうち、実績に基づく超過分を返還するものです。以上で、議案第 12 号から第 16 号までの補足説明を終わります。

○議長（古泉幸一）

次に、監査委員から議案第 14 号及び第 15 号についての審査結果の発言を求められております。これを許可します。

◎監査委員（小柴昭彦） はい、議長。

○議長（古泉幸一） 小柴監査委員。

◎監査委員（小柴昭彦）

私、監査委員の小柴といいます。よろしくお願いいたします。決算審査報告をいたします。

地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 2 項の規定により、審査に付された令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であるものと認められました。

また、予算の執行状況についても、おおむね適正に執行されたものと認められました。

意見のむすびについて申し上げます。

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」については、令和 6 年度の全市町村での実施に向けて、関係市町村との更なる連携強化を図り、なお一層のフレイル対策など、住み慣れた地域で自立した生活を長く続けられるよう、効果的な保健・介護予防事業と健康寿命延伸の取組が一層推進されることを期待します。

いわゆる「団塊の世代」の人々が、後期高齢者医療制度に加入することによる被保険者数の増加に伴い、今後も医療費の増大が見込まれます。そのような中で、後期高齢者医療制度を安定的かつ持続的に運営していくため、令和 6 年度から 2 年間適用される新保険料率算定に当たっては、新たな制度改正を踏まえた改定を行っていただきたいと思います。

今後も健全な財政運営の下、安定した制度運営が行われるよう、構成市町村との更なる連携や事務局体制の強化を図り、被保険者が安心して適切な医療を受けられるよう安定的な運営に期待します。

なお、詳細につきましては、お手元の決算審査意見書を御参照いただきたいと思います。以上で、決算審査に係る意見の報告を終わります。

以上でございます。

○議長（古泉幸一）

ありがとうございました。それでは、これより、議案第 12 号「専決処分について 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の一部改正について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 12 号「専決処分について 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の一部改正について」を採決いたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、本件は原案のとおり承認されました。

○議長（古泉幸一）

次に、議案第 13 号「専決処分について 令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 13 号「専決処分について 令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について」を採決いたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、本件は原案のとおり承認されました。

○議長（古泉幸一）

次に、議案第 14 号「令和 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号「令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

○議長（古泉幸一）

次に、議案第15号「令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号「令和4年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

○議長（古泉幸一）

次に、議案第16号「令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」の質疑に入りますが、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 16 号「令和 5 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」を採決いたします。本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

△日程第 10 選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○議長（古泉幸一）

次に、日程第 10、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第 292 条において準用する同法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選とし、議長において指名したいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

御異議なしと認め、そのように決定しました。最初に、選挙管理委員にお手元に配付の選挙管理委員候補者に記載のとおり、4 人の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました 4 人の方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました 4 人の方が選挙管理委員に当選されました。

○議長（古泉幸一）

次に、選挙管理委員補充員に、お手元に配付の選挙管理委員補充員候補者に記載のとおり、4人の方それぞれ順位を付して指名します。

お諮りします。ただいま指名しました4人の方の順位を含め、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました4人が選挙管理委員補充員に当選されました。

△日程第11 議案第17号 監査委員の選任について

○議長（古泉幸一）

次に、日程第11、議案第17号「監査委員の選任について」を議題といたします。広域連合長の説明を求めます。

◎広域連合長（磯田達伸） はい、議長。

○議長（古泉幸一） 磯田広域連合長。

◎広域連合長（磯田達伸）

議案第17号「監査委員の選任について」説明させていただきます。

現在、識見を有する監査委員には、小柴昭彦氏に就任いただいておりますが、今月30日をもって任期満了を迎えます。そのため、後任の監査委員の選任につきまして、当広域連合規約第16条第1項及び第2項の規定により、その選任について、あらかじめ議会の同意をいただきたいということで提出するものであります。

後任の監査委員につきましては、識見を有するものとして、引き続き、関東信越税理士会新潟支部から御推薦いただいている小柴昭彦氏を選任したいというものです。御承認のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（古泉幸一）

これより、議案第 17 号「監査委員の選任について」の質疑に入ります。通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 17 号「監査委員の選任について」を採決いたします。本件について、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、本件はこれに同意することに決しました。

○議長（古泉幸一）

これで本日の日程は全て終了しました。

以上で、令和 5 年新潟県後期高齢者医療広域連合議会 8 月定例会を閉会いたします。御協力誠にありがとうございました。

午後 2 時 20 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議長

古泉 幸一

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

目黒 哲也

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

宮澤 直子